

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

三重国民年金 事案 1113

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの期間、63年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立人の昭和62年10月の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から同年3月まで
② 昭和57年7月から59年3月まで
③ 昭和61年4月から62年6月まで
④ 昭和62年10月
⑤ 昭和63年3月
⑥ 昭和63年5月及び同年6月
⑦ 平成元年4月及び同年5月

申立期間当時、国民年金保険料は、妻と共に、納税組合による集金や、追納により支払っていた。申立期間①、②、③、⑥及び⑦が保険料の未納期間となっているが、納得できない。また、申立期間④及び⑤については、重複して保険料を納付しているが、保険料を還付された覚えは無い。このうち申立期間④について重複納付した保険料については、年金事務所から、還付となる旨の説明を受けたが、今になって還付されることは納得できないので、ほかの未納期間の保険料に充当してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、3か月と短期間である上、申立人の国民年金保険料納付状況をみると、昭和51年7月の国民年金被保険者資格取得以降、申立期間①直前の56年12月までの期間及び申立期間①直後の57年4月から同年6月までの期間の保険料は全て現年度納付されているほか、申立人の妻の当該期間に係る保険料が婚姻後の57年7月に過年度保険料として納付さ

れていることなどを踏まえると、あえて申立期間①について保険料を納付しなかったとは考え難い。

2 申立期間④については、オンライン記録によると、充当により納付済みとなっている期間であるが、申立人は、当該期間の国民年金保険料を平成元年11月9日に納付したことを示す「納付書・領収証書」を所持しており、オンライン記録においても、これが還付された事実は認められないことから、当該保険料については、重複して納付されているものと考えられる。

3 申立期間⑥については、申立人は、当該期間の国民年金保険料を平成2年9月6日に納付したことを示す「納付書・領収証書」を所持しており、オンライン記録においても、これが還付された事実は認められないことから、申立人が、時効により納付できない期間である申立期間⑥の保険料相当額を納付し、これが長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

時効により国民年金保険料を納付できないことを理由として、当該保険料の納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

4 申立期間②については、申立人の妻の国民年金保険料も未納となっている上、申立人及びその妻共、申立期間②直後の昭和59年4月から61年3月までについて申請免除期間となっており、未納であった後に免除申請を行ったとする記録に不自然さは見受けられない。

5 申立期間③については、申立人が所持する「納付書・領収証書」から、平成元年7月7日に、申立期間③のうち昭和62年4月から同年6月までの国民年金保険料に係る過年度納付書が発行されたことが確認できることから、申立人は、当該納付書により、62年4月の保険料を平成元年8月21日に、昭和62年5月の保険料を平成元年9月11日に、昭和62年6月の保険料を平成元年10月11日に、それぞれ納付していることから、当該納付が行われるまで、当該期間の保険料が未納であったと考えられる上、当該納付書が発行された平成元年7月の時点では、昭和62年3月以前の保険料は、時効により納付することができない期間である。

また、上述のとおり、申立人は、申立期間③のうち昭和62年4月から同年6月までの国民年金保険料を、平成元年8月21日から同年10月11日にかけて過年度納付しているものの、オンライン記録によると、当該保険料は、納付時効到来後の納付であることを理由に、それぞれ昭和62年7月から同年9月までの保険料に充当されており、事実、いずれの納付も、納付時効到来後に行われたものであることから、当該事務処理に不合理な点は無く、申立期間③のうち62年4月から同年6月までが未納期間となっていることに不自然さは見受けられない。

さらに、申立人の妻も、申立期間③のうち昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料は未納となっている上、同年4月から同年6月までの保険料は納付済みであるものの、オンライン記録及びA町の被保険者名簿によ

ると、当該期間を含む62年4月から平成元年3月までの保険料については、3年7月27日にまとめて過年度納付されたものであり、申立人とは納付日及び納付対象期間が異なっていることが確認できる。

- 6 申立期間⑦については、申立人の妻の国民年金保険料も未納となっている上、当該期間直後の平成元年6月の保険料について、申立人及びその妻共、3年7月29日に過年度保険料として納付されているが、その時点では、元年6月までが遡及納付可能な期間であったことを踏まえると、申立期間⑦については時効により保険料を納付できなかったと考えるのが妥当である。
- 7 上記4、5及び6に加えて、申立期間②、③及び⑦について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。
- 8 申立期間⑤については、オンライン記録、A町の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する「納付書・領収証書」から、重複して国民年金保険料が納付された期間であることが確認できるところ、申立人は、重複して納付された当該保険料について還付された記憶は無いとしているが、オンライン記録には、還付対象期間（申立期間⑤と同じ。）及びこれに見合う還付金額が記録されている上、還付決議日、送金支払金融機関名、送金通知書作成年月日等も記録されており、これら記載内容に不合理な点は見当たらず、ほかに申立期間⑤に係る保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 9 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの期間、63年5月及び同年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、申立人は、昭和62年10月の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

なお、申立人は、昭和62年10月の国民年金保険料について、未納期間の保険料に充当するよう求めているが、年金記録確認第三者委員会は保険料納付の有無について検討し、年金記録の訂正の可否を判断するものであり、保険料納付に関する法律の規定の可否を審議する機関ではない。

三重国民年金 事案 1114

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から42年3月まで

結婚後、夫が自営業であったため、国民年金に加入した。加入した時期は、はっきりとは覚えていないが、加入した時、申立期間も含めて未納期間の国民年金保険料を遡って納付した。加入後の保険料は、夫の分と一緒に集金で納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している上、申立人の夫についても、国民年金加入期間に未納は無いことから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続は、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出日から判断して、昭和45年2月に行われたと考えられ、申立人は、当該記号番号により40年9月まで遡及して国民年金被保険者資格を取得しているところ、申立人が所持する領収証書やA市の国民年金被保険者名簿の記録等から、申立人が、45年4月に、遡及して被保険者資格を取得した期間のうち、42年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料を過年度保険料として遡及納付していることが確認でき、加入手続後に保険料を遡及納付したとする申立人の主張に不自然さは見当たらない。

さらに、上述の国民年金保険料の遡及納付が行われた昭和45年4月の時点では、申立期間は本来、時効により保険料を納付できない期間であるが、42年4月から同年12月までについても、申立期間と同様、時効により保険料を納付できない期間であるにもかかわらず、過年度保険料として納付されており、かつ、当該期間が保険料の納付済み期間となっていることを考慮すると、

本申立てにおいては、45年4月の遡及納付の時点で、申立期間についても過年度保険料として遡及納付することが可能な期間であった可能性が考えられる。

以上の状況に加えて、申立期間の国民年金保険料の総額の方が、昭和42年4月から44年3月までの保険料の総額よりも低額であることなどを勘案すると、申立期間について、あえて保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 1115

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から15年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から15年5月まで

私は、平成15年から現在までの間に、95万円から100万円の国民年金保険料を納めているので、申立期間の保険料についても納付済みである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、オンライン記録によると、平成17年7月27日に、15年6月から16年1月までの期間の国民年金保険料が過年度保険料として、同年2月から17年6月までの期間の保険料が追納保険料として、いずれも遡及納付されているが、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の平成17年7月から18年3月までの期間の国民年金保険料についても、上述の遡及納付と同一日の17年7月27日に前納保険料として納付されていることから、申立人は、同日から保険料の納付を開始したと考えられ、その時点で、遡及可能な期間について保険料の遡及納付を行ったものの、申立期間については、時効により保険料を納付できなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、「平成15年から現在までの間に、95万円から100万円の国民年金保険料を納めているので、申立期間の保険料についても納付済みである。」と主張しているが、申立人の国民年金保険料の納付済み期間に係る保険料額を精査したところ、平成17年7月27日に遡及納付された15年6月の国民年金保険料から、21年4月30日に前納された同年同月から同年9月までの期間に係る保険料までで、申立人が納付した保険料の総額は100万円を超えていることが分かり、申立人の主張に、申立期間の保険料を納付していたこと

をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1840

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月から 61 年 1 月 1 日まで

昭和 55 年 6 月に A 社に就職し、給料から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えている。入社時から厚生年金保険に加入しているはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における同僚の供述から、申立人が申立期間に同事業所において継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について A 社に照会したところ、申立人の職種がパートであることが記載された昭和 62 年分の賃金台帳を提出の上、「当時、パート従業員については厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

また、申立人が A 社において同職種であったとする同僚については、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無い上、申立期間当時、同事業所で厚生年金保険の被保険者記録がある同僚から、「パートタイマーの勤務内容は正社員と同じであるが、給与の手取り額が少なくなるなどの理由で、厚生年金保険には加入しておらず、私も入社後 6 年ほどしてから社長に勧められて加入した。」旨の供述が得られたことから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間の直前に勤務していた B 社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は同事業所の健康保険被保

険者資格を昭和 55 年 6 月 6 日に喪失した後、同日から 57 年 6 月 6 日までの期間は健康保険任意継続被保険者となり、任意継続被保険者証を同年 6 月 11 日に返納していることが確認できることから、申立期間のうち 55 年 6 月 6 日から 57 年 6 月 6 日までの期間については、申立人が A 社において厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。